

資料編

1. 策定経緯
2. 用語解説

1. 策定経緯

(1) 策定経緯

本計画の策定にあたって、「明和町都市計画マスタープラン改定及び明和町都市計画道路見直し市内検討委員会（以下、「市内検討委員会」という。）」及び有識者などで構成される「明和町都市計画マスタープラン改定及び明和町都市計画道路見直し策定委員会（以下、「策定委員会」という。）」にて検討を行いました。

また、住民アンケートの実施、パブリックコメントへの意見聴取、都市計画審議会への諮問を行い、策定を進めました。

【策定経過】



(2) 策定の体制

【庁内検討委員会 設置要領】

明和町都市計画マスタープラン改定及び明和町都市計画道路見直し庁内検討委員会設置要領

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2の規定により義務づけられた市町村の都市計画に関する基本的な方針等(以下「都市計画マスタープラン等」という。)の改定及び見直しに当たり、明和町都市計画マスタープラン改定及び明和町都市計画道路見直し策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 都市計画マスタープラン等の検討、調査及び研究並びに改定及び見直しに関すること。
- (2) その他町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を1名置く。

- (1) 委員長には副町長、副委員長には教育長の職にある者をもって充てる。
- (2) 委員長は、委員会の会務を総括する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて召集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 4 委員会は、特に必要があると認めるときは、関係人に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、令和5年3月31日までとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市建設課で処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和5年3月31日限りその効力を失う。

附 則(令和3年3月24日訓令第2号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表1(第3条関係)

副町長 教育長 総務課長 政策室長 税務課長 住民保険課長
健康こども課長 介護福祉課長 産業環境課長 都市建設課長 会計課長
議会事務局長 学校教育課長 生涯学習課長

【庁内検討委員会 委員名簿】

氏名	区分	任期	備考
瀬下 嘉彦	明和町副町長	令和2年7月10日～令和5年3月31日	委員長
金子 博	明和町教育長	令和2年7月10日～令和5年3月31日	副委員長
北島 充	総務課長	令和2年7月10日～令和4年3月31日	委員
吉田 博之		令和4年4月1日～令和5年3月31日	
清水 靖之	企画財政課長 政策室長	令和2年7月10日～令和5年3月31日	委員
川辺 登	税務課長	令和2年7月10日～令和3年3月31日	委員
吉田 博之		令和3年4月1日～令和3年4月31日	
立川 明浩		令和4年4月1日～令和5年4月31日	
高際 伸互	住民保険課長	令和2年7月10日～令和3年12月14日	委員
蓮見 幸夫		令和3年12月15日～令和5年3月31日	
柿沼 康修	健康こども課	令和2年7月10日～令和4年3月31日	委員
高際 伸互		令和4年4月1日～令和5年3月31日	
関口 峰之	介護福祉課長	令和2年7月10日～令和4年3月31日	委員
島田 聡		令和4年4月1日～令和5年3月31日	
須藤 武	産業環境課長	令和2年7月10日～令和4年3月31日	委員
高瀬 磨		令和4年4月1日～令和5年3月31日	
高瀬 磨	都市建設課長	令和2年7月10日～令和4年3月31日	委員
篠木 加仁		令和4年4月1日～令和5年3月31日	
矢島 慎一	企業立地推進室長	令和2年7月10日～令和3年3月31日	委員
川辺 登	会計管理者 会計課長	令和2年7月10日～令和5年3月31日	委員
吉田 博之	議会事務局長	令和2年7月10日～令和3年3月31日	委員
篠木 正和		令和3年4月1日～令和5年3月31日	
宮田 高志	学校教育課長	令和2年7月10日～令和4年3月31日	委員
関口 峰之		令和4年4月1日～令和5年3月31日	
立川 明浩	生涯学習課長	令和2年7月10日～令和4年3月31日	委員
宮田 高志		令和4年4月1日～令和5年3月31日	

※敬称略、順不同

【策定委員会 設置要領】

明和町都市計画マスタープラン改定及び明和町都市計画道路見直し策定委員会設置要領

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2の規定により義務づけられた市町村の都市計画に関する基本的な方針等(以下「都市計画マスタープラン等」という。)の改定及び見直しに当たり、広く専門知識を有する学識経験者等から意見を聴き検討を深めることを目的として、明和町都市計画マスタープラン改定及び明和町都市計画道路見直し策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、町長へ報告する。

- (1) 都市計画マスタープラン等の改定及び見直しに関する事。
- (2) その他町長が必要と認める事。

(組織)

第3条 委員会の委員は、10名程度をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町民
- (3) 各種団体から推薦された者
- (4) 関係機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

2 委員会に委員長及び副委員長を1名置く。

- (1) 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- (2) 委員長は、委員会の会務を総括する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(身分)

第4条 委員会の委員の身分は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項の規定による特別職の職員とする。

(報酬)

第5条 委員の報酬は、明和町特別職の職員で非常勤のもの費用弁償に関する条例(昭和36年条例第9号)の規定に基づき支給するものとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて召集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 4 委員会は、特に必要があると認めるときは、関係人に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(任期)

第7条 委員の任期は、令和5年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市建設課で処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に協議のうえ町長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和5年3月31日限りその効力を失う。

【策定委員会 委員名簿】

氏名	区分	備考	備考
増山 正明	学識経験者	令和2年8月5日～令和5年3月31日	まちづくり
立木 留吉	社会福祉協議会 会長	令和2年8月5日～令和5年3月31日	福祉
堀口 慎一	明和町教育委員 教育長職務代理者	令和2年8月5日～令和5年3月31日	教育
小島 康弘	群馬県県土整備部 都市計画課 次長	令和2年8月5日～令和3年3月31日	都市計画
島崎 昇		令和3年4月1日～令和4年3月31日	
松本 一明		令和4年4月1日～令和5年3月31日	
竹越 亨	医師	令和2年8月5日～令和5年3月31日	医療
小磯 守正	公共交通事業者 ※つつじ観光バス(株)	令和2年8月5日～令和4年1月31日	交通
谷津 充紀	小磯：常務取締役 谷津：部長	令和4年2月1日～令和5年3月31日	
阿部 弘美	明和消防署 署長	令和2年8月5日～令和3年3月31日	消防防災
服部 将幸		令和3年4月1日～令和5年3月31日	
稲田 裕佳	明和町商工会	令和2年8月5日～令和5年5月31日	産業
鯉沼 英治	青年部長	令和3年6月1日～令和5年3月31日	
須藤 征幸	認定農業者	令和2年8月5日～令和5年3月31日	農業
新井 正	元 上江黒区長	令和2年8月5日～令和5年3月31日	地元住民
関口 富夫	元 新里区長	令和2年8月5日～令和5年3月31日	地元住民
高瀬 磨	都市建設課長	令和2年8月5日～令和4年3月31日	町職員
篠木 加仁		令和4年4月1日～令和5年3月31日	

※敬称略、順不同

2. 用語解説

あ行

IoT(アイオーティー)

Internet of Things の略。

自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化などが進展し、新たな付加価値を生み出すこと。

ICT(アイシーティー)

Information and Communication

Technology の略。

情報通信技術のこと。

AI(エーアイ)

Artificial Intelligence の略。

人工知能のこと。人間が行う知的活動をコンピュータープログラムとして実現すること。

オープンスペース

公園や広場、川とその河川敷など開放的な空間で、だれもが自由に入出入りできる場所。人々の休息や憩い、イベントやスポーツなどに活用される。

か行

きそん 既存ストック

これまで整備されてきた道路・公園・下水道などの都市基盤施設や住宅・商業施設・業務施設・工業施設などのこと。

くいきくぶん 区域区分

道路・公園・下水道などの基盤整備についての公共投資を効率的に行いつつ、良質な市街地の形成を図る目的で、都市計画区域(都心の市街地から郊外の農地や山林のある田園地域に至るまで、人や物の動き、都市の発展を見通し、地形などからみて、一体の都市として捉える必要がある区域)を市街化区域と市街化調整区域とに区分するもの。

こうつうけっせつてん 交通結節点

複数の交通手段をつなぐ施設のこと。駅前広場、ペDESTリアンデッキ、自由通路や公共交通機関の利用促進に資する施設など。

こうれいかりつ 高齢化率

65歳以上の人口(老年人口)が総人口に占める割合。

こくどきょうじんかちいきけいかく 国土強靱化地域計画

大規模自然災害などに備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するための計画。

さ行

さいせいかのう

再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができるもの。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスなど。

しがいかくいき

市街化区域

都市計画区域のうち、積極的に市街地として開発・整備を行う区域。具体的には、すでに市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

しがいかちょうせいいき

市街化調整区域

都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。原則として、用途地域を定めないこととされ、基本的に開発行為は制限される。

じぞくかのう かいはずもくひょう エスディージーズ

持続可能な開発目標 (SDGs)

SDGsは Sustainable Development Goals の略。

2001 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っている。

Society5.0 (ソサエティ 5.0)

狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報社会 (Society 4.0) に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された。

た行

だいきぼしていきそんしゅうらく

大規模指定既存集落

都市計画法第 34 条第 12 号及び県条例第 3 条第 5 号の規程により、明和町に十年以上居住又は勤務した期間がある方など、一定の要件を満たしている方は、市街化調整区域内であっても開発許可を受け、専用住宅を建築できる可能性のある区域。本町では、斗合田地区、下江黒地区、上江黒地区、千津井地区、江口地区、田島地区、南大島地区、梅原地区、川俣地区、須賀地区、大輪地区、矢島地区、大佐貫地区の一部を指定している。

ちいきちく

地域地区

都市計画法第 8 条の規定により定める地域、地区や街区のこと。都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などに対するルールを決め、土地の合理的な利用を図るために、用途地域などの地域地区を指定する。

ちくけいかく 地区計画

地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要なことがらを市町村が定める計画。地区の目標、将来像を示す「地区計画の方針」と、生活道路の配置、建築物の建て方のルールなどを具体的に定める「地区整備計画」からなり、住民などの意見を反映し、街並みなどその地区独自のまちづくりのルールを、きめ細かく定める。

がたこうつう デマンド型交通サービス

予約型の運行形態の輸送サービス。路線バスとタクシーの中間的な位置にある交通機関で、事前予約により運行するという特徴があり、運行方式や運行ダイヤ、さらには発着地の自由な組み合わせにより、多様な運行方式が存在する。

としきのう 都市機能

医療、福祉、商業など、都市における居住や生産活動などを支えるための機能。

な行

ねんしょうじんこうりつ 年少人口率

0～14歳の人口が総人口に占める割合。

ま行

みりようち 未利用地

適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない用地。

や行

ようとちいき 用途地域

住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、13種類の地域に分類される。用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類が決まる。

ようはいりよしゃ 要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児などの特に配慮を要する者。

ら行

りっちてきせいかけいかく 立地適正化計画

医療・福祉施設、商業施設や住居などがまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設などにアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクト・プラス・ネットワーク(地域公共交通と連携したコンパクトなまちづくり)』を実現していくための計画。

明和町都市計画マスタープラン

令和5年3月

発行 ■ 明和町

編集 ■ 明和町 都市建設課 都市開発係

TEL:0276-84-3111

FAX:0276-84-3114



群馬県
明和町